

第3節 啓 発

1. 環境保全に関する啓発

(1) 生活排水対策

昭和61年度より、梅田川流域を中心に各種の生活排水対策活動を実施しており、平成14年度においては、下記の事業を実施した。

啓発活動

・クリーン推進員の設置

生活排水対策の地域リーダーの育成を図るため、流域内の中学校PTA及び校区総代会より21名を委嘱し、住民主体の浄化啓発を推進した。

・生活排水対策講習会の開催

町内会及び各種団体に対して、生活排水対策講習会を開催した。

・エコクッキング講習会の開催

環境にやさしい料理の体験を通し、生活排水対策を啓発した。



エコクッキング

・各種イベント参加

市等主催のイベントに参加し、パネル展示・浄化資材の配布等啓発活動を実施した。



アクアフェスタ（簡易水質調査）

西の川等クリーン事業

梅田川流域生活排水対策推進計画に基づき、西の川等流域内の全住民を対象に下記生活排水対策実践活動を実施した。

・生活排水対策講習会の開催

植田町計88名に対して、生活排水対策講習会を開催した。

・水質浄化資材の配布

銅製キッチンバスケット等を1,115世帯に配布し、浄化実践活動を実施した。

・水質調査及びアンケート調査

実践活動前後の水質調査を実施した。また、水質浄化意識アンケートを実施し、その結果を各世帯に報告した。

水質測定器等の貸出し

COD測定器

市内小中学校の授業用 : 9件

一般市民の学習用 : 22件

水生生物調査用器材

市内小中学校の授業用 : 4件

一般市民の学習用 : 5件

透視度計

市内中学校の授業用 : 1件

一般市民の学習用 : 1件

パネル

市内小中学校の授業用 : 3件

一般市民の学習用 : 1件

2. 廃棄物に関する啓発

(1) 啓発冊子「ごみガイドブック」の作成

ごみの分別、ステーションへの持ち出しマナー、日常生活の中で守らなければならないルールを図柄等を使い分かりやすくPRしたもので、豊橋市への他市からの転入者、地元説明会への参加者等に配布し、地域環境の保全、清掃意識の高揚を図ることを目的として作成している。

なお、近年、外国人定住者の増加に伴い各種のごみに関する認識、生活環境などの違いによる地域住民からの苦情に対応するため、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の4種類のごみガイドブックを作成し全世帯に対して配布している。

(2) ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の全世帯配布

豊橋市においては平成2年7月よりごみの収集日を従来の曜日指定収集から日指定収集に切り替え、もやせないごみの月2回収集、有害ごみと大きなごみを同一収集日から各々の収集日に収集したり、平成13年4月から大きなごみの戸別有料収集に切り変えた。さらに、平成15年7月1日から7分別収集を開始した。

ごみ収集日は平成2年7月より全世帯に年間収集日（7月1日から翌年6月30日まで）の周知、分別の方法、処理困難物の説明等の内容を記載した「クリーンカレンダー」を作成、配布を行い、分別による適正な処理及び減量の確保を図っている。

(3) 小学4年生の社会科副読本資料集の作成

小学4年生の社会科では、郷土（豊橋市）のを中心にして学習しているが、小学4年生全児童に社会科副読本資料集「まちをきれいに」を配布し、日常生活に密着した清掃事業について深い理解と清掃意識の高揚を図ることを目的とする。

(4) ごみ減量啓発ビデオの貸出し

清掃施設や清掃事業の実態を子供から大人まで分かりやすい内容で紹介したビデオを作成し、「ごみ減量」の必要性を啓発している。

題 名 ごみにしないでリサイクル、分けて・集めて・リサイクル

作成本数 110本（平成8年度作成）

配 布 先 小学校 52校、 中学校 21校、 地区市民館 22校、 貸出用15

(5) 透明ごみ袋の推進

ごみの分別意識の向上を通じたごみ減量の推進、収集作業の安全性の確保を図るため、透明または半透明袋に、またレジ袋についても半透明以上に平成10年7月から切り替えた。

(6) 啓発冊子「産業廃棄物処理の手引き」の作成

中核市移行に伴い、産業廃棄物行政が県から委譲されたため、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等を説明した冊子を産業廃棄物適正処理指導要綱説明会等で事業者向けに配布している。

(7)「地域資源回収の手引き」の作成

ごみの減量化や再資源化に大変すぐれた効果のある、地域資源回収を今後も継続し、活動を通じたごみ減量意識の形成に向け、より多くの市民が活動に参加していただけるよう手引きを作成した。

(8)「浄化槽管理手帳」の作成

浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査など正しく維持管理して、川や海をきれいにするため作成した。

(9)「事業系ごみ減量行動マニュアル」の作成

増加する事業系一般廃棄物に対応するため、ごみ減量の必要性、紙ごみのリサイクルなどを内容とするごみ減量行動マニュアルを作成し、事業所訪問に活用している。

クリーンカレンダー

ごみ収集日程表 (平成16年1月～6月30日まで)

1月 janeiro

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 fevereiro

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

3月 março

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 abril

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 maio

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 junho

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

毎週火曜日・金曜日

もやすごみの日
Lawn Mowers
Bamboo Waste
House Appliances
Etc.



毎週日

うめるごみの日
Lawn Area Exterior
Lawn Mowers
House Appliances
Etc.



毎週水曜日

プラスチックごみの日
Lawn Mowers
Plastic Toys
House Appliances
Etc.



毎週日

蛍光灯などの日
Tubes for Fluorescent and
Fluorescent tubes and other
Energy-saving products
Etc.



毎週日

こわすごみの日
Lawn Mowers
Plastic Toys
House Appliances
Etc.



※カレンダーに色のつけない日は収集しません。
※分別についての詳細は「ごみガイドブック」をご覧ください。

ごみの出し方とお願い

1. 分別のルールを守り、決められた日の、日の出から日の入りまでに出すように決められた場所に持ち出しましょう。ごみの分別については、ごみガイドブックをご覧ください。ごみを持ち出す時は、清潔な袋や容器の袋に入れておきましょう。
2. ごみのステーションロー入はごみの袋で清潔に持ち出すように持ち、ごみの袋は持ち出し口を閉じましょう。
3. 夏場など、ごみ袋に乾かしましょう。
4. エアコン・ガスライター等は、1回から2回「ガス抜き」の作業を行い、ガス抜きを済ませた後、持ち出してください。



ステーションに出せないごみ

(市が収集しないごみ)

- 事業用ごみ
 - 農産物、資源物などから出る、種くさごみなどのごみ
 - 家庭用のごみステーションへ持ち込まないでください。
- 資源物(市で処理できないごみ)
 - タイヤ・バッテリー・蛍光灯・フロンガスボンベ・携帯電話・ビデオ・ビデオカメラ・ビデオカメラ・ビデオカメラ・ビデオカメラ
 - 冷蔵庫、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、エアコン、冷蔵庫、エアコン
- 可燃ごみ(ごみステーション)
 - 生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ
 - 生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ、生ゴミ



大きなごみ (ステーションへは持ち込まない)

- 戸別収集(有料)
 - 2.5t以上はごみガイドブックをご覧ください。
 - 戸別収集受付センター ☎69-0530
 - 受付時間
 - 月曜日～金曜日、午前9時から正午、午後1時から午後4時
 - 16日及び23日休館(お盆)
- 資源持込(無料)
 - 資源物をご持込する場合は無料でご受付いたします。
 - 市内の一般家庭のごみステーションへ持ち込まないでください。
 - 資源物持込センター
 - 平日・日曜日 (お盆、お正月は休館)
 - 受付時間
 - 午前9時から午後4時
 - 受付センター ☎40-5304
 - (お盆期間中は、午後1時から午後4時)



- ごみ全般に関すること…………… 豊橋市環境部 資源物対策課 ☎61-2410
- ごみの収集・ステーションに関すること…………… 豊 橋 課 ☎61-4136
(東部環境センター ☎61-4136 南部環境センター ☎48-6693 西部環境センター ☎32-8231)
- ごみ処理施設…………… 資源化センター ☎48-5304 埋立処理場 ☎21-2121

ごみの分け方 (7分別)

平成15年7月から

もやすごみ 週2回

生ごみ

 ＊不用になった食用物は、ぬるま湯に溶かすなどの処理をしてください

木くず類

 ＊木の屑、屑、木くず、枝 50cm以下、長さ10cm以内
乾燥にならない紙くず類
 ＊紙くず、紙おむつ、紙おむつ、紙コップなどの資源にならない紙類

＊生ごみは水をよくきってください

＊紙おむつは汚物を取り除いてください

プラスチックごみ 毎週水曜日

包装ビニール

 ＊レジ袋、ラップ、ビニール袋の外面、お弁当のたまりごみなどのおもひ返し、お弁当のたまりごみなどのおもひ返し、お弁当のたまりごみなどのおもひ返し

食品容器

 ＊カップ、コップ、お弁当の容器、お弁当の容器、お弁当の容器

洗剤容器

 ＊洗剤、漂白剤、お風呂の洗剤、お風呂の洗剤、お風呂の洗剤

＊その他、PETボトル以外の資源マークのないものは「もやすごみ」へ
 ＊食品くずなどの付着したものは洗って取り除いてください
 ＊空缶、紙、木などの付着したものは「もやすごみ」へ

こわすごみ 月1回

皮革製品

 ＊靴、バッグ、財布、小物入れ、小物入れ、小物入れ

その他

 ＊カメラ、時計、時計、時計、時計、時計

＊皮革製品は回収料がかかります。回収料は回収品ごとに異なります。

大きなごみ (分別有料収集)

＊収集希望の日(前日までに)戸別収集受付センター(89-0530)へ申し込みください

回収品以外では以下のものを「大きなごみ」として扱います

- 電機、ガス、石油器具類で一回が50kg以上のもの
- その他のもので一回が120cm以上のもの

＊回収の長た束縛のものは「こわすごみ」へ

テレビ(液晶テレビは除く)、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは有料、ほかの電機品は回収料がかかります。詳しくは戸別有料収集します

つめるごみ 月1回

陶磁器類

 ＊茶碗、皿、磁器類など

レンガ・コンクリート類
 ＊伊勢のものに限る

ガラス類

 ＊電子レンジに入れられる陶磁器
 ＊湯などに使う耐熱性のガラス
 ＊ガラス製のコップ、花瓶、花瓶

資源

びん・カン

 ＊出はついでに回収してください
 ＊賞状内に封入してある「びん・カンボックス」へ
 ＊資料館・びん・カンの回収ボックスへ

ペットボトル

 このマークの付いた下記のものに限り
 ●飲料用
 飲料、果汁飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーターなど
 ●洗剤用
 プラスチックのキャップはプラスチックごとへ
 ＊スーパーや各自治体などに設置してある「資源回収ボックス」へ

＊キャップは必ずペットボトルから取り出し、缶は洗って回収してください

古紙

古紙

 ＊地域資源回収(資源回収)をご利用ください
 ＊各自治体センター、リサイクルステーション(びん・缶)ごとの回収ボックスへ
 ＊回収料は回収品ごとに異なります

布類 月1回

天然繊維類

 ＊すべてを清潔、ラップ、カバーなどに入れて回収してください

化学繊維類

 ＊清潔にして回収してください

有害ごみ

蛍光灯など

 ＊中身を必ず取り出して廃棄してください
 ＊蛍光灯などの回収には、資源ごみ(知照)を出さず回収料がかかります
 ＊蛍光灯、スプレー缶、可燃物はそれぞれ別の回収ボックス(資源ごみ)に入れてください

有水銀の電池

 ＊「資源ごみ」と表示されている電池とダブル電池は「こわすごみ」へ
 ＊ニカド電池は資源ごみへ
 ＊自治体別に設置してある専用回収箱へ

問合せ 豊橋市環境部 産業物対策課 ☎51-2410/業務課 ☎61-4136

3. 資源・エネルギーに関する啓発

(1) 太陽光発電システム設置整備事業

補助制度の概要

太陽光発電システムは無尽蔵な自然エネルギーを利用し、発電時に二酸化炭素を発生しないクリーンなシステムである。地球環境の保全のうえからも、太陽光発電に代表される環境負荷の少ない新エネルギーを積極的に導入していく必要がある。そこで豊橋市では太陽光発電システムの設置者に対し補助を行う太陽光発電システム設置整備事業を平成11年度から実施している。

補助対象

(財)新エネルギー財団が実施する事業の補助を受けて、自ら居住する豊橋市内の住宅に太陽光発電システムを設置する者。

補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり15(10)万円、上限60(40)万円。

()内は平成15年度。

補助実績

- ・平成11年度 20件
- ・平成12年度 60件
- ・平成13年度 80件
- ・平成14年度 198件

(2) 雨水貯留槽設置整備事業

補助制度の概要

屋根に降る雨も流してしまえば活用できないが、溜めて使えば立派な水資源となる。そこで豊橋市では雨水の有効利用を図るために雨水貯留槽設置者に対して補助を行う雨水貯留槽設置整備事業を平成11年度から実施している。

補助対象

豊橋市内の居住地に雨水貯留槽を設置する者。

補助金額

雨水貯留槽の購入金額の2分の1、上限18,000円。

補助実績

- ・平成11年度 22件
- ・平成12年度 14件
- ・平成13年度 31件
- ・平成14年度 45件

4. 環境教育の推進

(1) 小学校訪問授業

目的：子どもたちに、身の回りの環境問題に目を向けて興味を持ち、理解を深めてもらうため、小学4・5年生を対象に実施。

方法：パンフレット「みんなで地球をすくうために」を教材とし、3つのテーマを設定し、パネル等を使用しながら、職員が教室に出向き1クラス単位で実施。

テーマ1 温暖化を防ごう

- 1) 実施日：平成15年1月14日～1月30日
- 2) 場所：市内18校38学級の各教室にて実施
- 3) 内容：地球の環境問題について「地球の温暖化」を中心に話をすすめ、環境を守るために私たち一人ひとりが心がけるべきことを考える。



授業の要旨（黒板に整理する内容）

地球の病気 温暖化 = 空気中の二酸化炭素がふえ、地球の温度があがっている	
なぜ、二酸化炭素がふえてきたのか？	地球の温度があがるとどうなるか？
(1) 石油や石炭の使いすぎ	(1) 海面の上昇 2030年20cm 100年後65cm
(2) 森林が少なくなっている	(2) 異常気象 農作物へ被害
二酸化炭素で、なぜ温度があがるのか？	地球のために、どうすればよいか？
(1) 毛布のような温室効果	(1) エネルギーの節約（電気・ガソリン）
(2) 以前1万年で1度 今10年で0.3度上昇	(2) 森林を守ろう（古紙のリサイクル）

テーマ2 水をまもろう

- 1) 実施日：平成15年1月14日～1月17日
- 2) 場所：市内4校の教室にて実施
- 3) 内容：水環境について、公害から生活排水のことまで水の流れについて話をし、どうすれば川や海がきれいになるか考える。

授業の要旨

水の汚れとは？	毒の汚れ	どうすれば川や海がきれいになるか？
(1) 毒の汚れ	・公害（水俣病等）	・川や海に食べ残しやゴミを流さないよ
(2) 有機物の汚れ	有機物の汚れ	うな生活をする
(3) ゴミの汚れ	・生活排水が原因	

テーマ3 ごみを少なくしよう

- 1) 実施日：平成14年6月12日～7月12日
- 2) 場 所：市内19校44学級の各教室にて実施
- 3) 内 容：ごみ問題が天然資源の枯渇などの環境問題と関連していることについて話をすすめ、
ごみを少なくするためにはどうしたらよいかを考える。

授業の要旨

いま、地球にこんなことが起こっている（地球温暖化、ごみ問題など）

ごみがふえてきて（とよはしのごみなど）

ごみはなぜできるの？

ごみのゆくえ（空き缶、あきびん、ペットボトル、紙のリサイクル）

ごみを少なくするために、みんなにできること

リサイクル3つのR（まずはごみを減らす、使えるものは使う、最後にリサイクル）